

## タブレット端末機 議場に導入

平成26年第2回美浦村議会定例会初日の6月10日、タブレット端末機を議場に持ち込み運用を開始しました。

これまで、紙で配布していた議案書などの資料を電子化（ペーパーレス化）することで、会議の効率化と経費削減を図るなどの狙いで導入しました。

導入に当たって、使用基準を策定し、議員全員と執行部幹部で、昨年6月から操作方法の研修を繰り返し、準備を進めた上で試行導入に踏み切りました。当面は紙資料も併用します。

議会運営では、専用の会議システムを導入し、タブレット上では、議場の発言者の進行に合わせて、議案書などの資料が推移するようになっていくほか、例規集（条例・規則等）なども

検索できるようになっています。

また、村のイントラネットの一部を開放し、メール、ソーシャル管理などにも活用することができそうです。

また、地域住民の皆さんとの会合の場で、行政に関する質問をされた場合でも、その場でタブレット端末機から資料を開いてお答えできるようになります。

こうした素早い情報提供や対応等で、タブレット端末機導入の効果を村民の皆さんに還元していきたいと思えます。



タブレット端末機での議会進行

## 議会基本条例制定 に向けた取り組み

本村議会では、以前より村民に開かれた議会を目指し、議会改革、議会活性化に取り組んできました。議会改革・議会活性化は重要なテーマであり、その場で留まることなく、継続していくものです。

そこで、村民参加を基本とした美浦村の持続的で豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とした「美浦村議会基本条例」の制定に向け、現在取り組んでいます。

議会基本条例とは、自治に基づく地方議会の運営の基本原則を定めた条例で、北海道栗山町議会が平成18年5月に全国初の制定となりました。その後、各自治体で制定・検討が行われています。

本村議会では、本年3月に議会基本条例検討委員会

を立ち上げ、平成27年3月の制定に向け毎月委員会を開催し、美浦村独自の議会運営ルールを検討しています。

村民に信頼され、存在感のある豊かな議会を築いていけるよう検討を重ねていきます。



美浦村独自の議会基本条例を検討

